

申入書

2020（令和2）年10月19日

〒108-0023

東京都港区芝浦3-9-1 芝浦ルネサイトタワー11F
株式会社カーブスジャパン 御中

〒320-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号
適格消費者団体
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山 口 益 弘
TEL/FAX 028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

さて、貴社が使用されているCurves会員規約（以下、「本件会員規約」といいます。）には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、下記に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2020（令和2）年11月24日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条

に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

記

第1 会員除名

第17条（会員除名）

会員が次の各号に一つでも該当する場合、会社またはパートナーはその会員をC u r v e s から除名することができます。

(8) 破産または民事再生申立、もしくは任意整理の申立があったとき

1 申入れの趣旨

本件会員規約から、第17条(8)を削除することを求めます。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

(2) 民法第541条によれば、債務の履行を遅滞した場合、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができるとされています。すなわち、本件においても、契約を解除するためには、原則として債務の不履行が必要です。

しかし、本件会員規約第17条(8)は、会員契約から発生する義務違反があつたことの主張・立証をすることなく、除名することができるとするものです。

すなわち、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項といえます。

(3) また、第17条(8)に列挙されている事由は、一般的には、会員の経済的破綻を徵表する事由といえます。

しかし、これらの事由は、本来の会員契約から発生する義務違反そのものを理由とするものではなく、これらの事由があっても債務不履行が発生しているとは限りません。

よって、これらの事由が生じたとしても、債務不履行があるとすることはできません。

したがって第17条(8)は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものといえます。

(4) よって、本件会員規約第17条(8)は、消費者契約法10条に該当し無効となりえるため、削除を求めるものです。

第2 規約の変更

第20条（本規約の改定、諸費用ならびに運営システムの変更について）

- 1 会社は、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約等の改定をおこなうことができます。なお、改定した本規約等の効力は全会員に及ぶものとします。
- 2 会社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用について会社が必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、変更することができます。
- 3 前項同様に施設運営システムについて、会社が必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、変更することができます。
- 4 前各項に基づいて改定する場合、会員にとって重要な事項を変更する場合は3か月前、その他の事項は2か月前までに、Curves施設内に掲示する等の方法により変更内容を告知します。

1 申入れの趣旨

本件会員規約から第20条を削除すること、または、適切な条項に修正することを求めます。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

(2) 契約は当事者の合意によって成り立つものであり、民法第521条以下の規定が当然の前提としているところ、規約内容を変更する場合にも原則として両当事者の個別的な合意が必要です。

よって、定型約款の変更についても、①定型約款の変更が、消費者一般の利益に適合するとき、あるいは、②定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに、個別的合意なく変更が認められるものです（民法第548条の4第1項参照）。

また、定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知する必要があります（民法第548条の4第2項参照）。

(3) ところが、本件会員規約第20条は、前記(2)のような限定をすることなく、貴社に一方的な規約の変更権を与えるものです。

よって、本件会員規約第20条は、法令中の公の秩序に関しない規定の

適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項です。

また、本条項は、消費者にとって不利益変更となる場合でも、極めて広範な裁量権を貴社に留保する規定であって、消費者が予期しない不利益変更により不測の損害を被る可能性があり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

(4) したがって、本会員規約第20条は、消費者契約法第10条により無効となりえます。

以上